○小口支払基金管理規則

制　　定　平25. 3.28　規則1

（管　　理）

第 1 条　小口支払基金 （以下 「基金」という。）は、会計管理者が管理する。

（用　　途）

第 2 条　基金に属する資金 （以下 「資金」という。）は、1口20,000円以下の需用費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費の支払に充てる。

（資金前渡）

第 3 条　会計管理者が必要と認めるときは、前条に掲げる経費に充てるため、職員に対し、資金を前渡することができる。

（基金への繰入れ）

第 4 条　事務局長又は前項の規定により資金の前渡を受けた者 （以下「資金前渡受領者」という。）は、支出額に相当する金額を速やかに歳入歳出予算の正当科目から基金に繰り入れなければならない。

（資金前渡の特例）

第 5 条　前条の規定により基金に繰り入れるべき金額については、基金に繰り入れないで資金前渡受領者に対し前渡することができる。

２　前項の規定により前渡される金額については、歳入歳出予算から基金にくり入れたうえ、基金から資金前渡により支出されたものとして整理するものとする。

（収支計算書）

第 6 条　会計管理者は、毎月分の収支計算書を翌月の 10 日までに監査委員に提出しなければならない。

（備付帳簿）

第 7 条　会計管理者は、小口支払基金管理簿 （第1号様式）を、事務局長及び資金前渡受領者は、小口支払基金管理決議簿 （第2号様式）を備え、それぞれ資金の収支を明らかにしておかなければならない。

（施行の細目）

第 8 条　この規則の施行について必要な事項は、会計管理者が定める。

附　　則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（第1号様式）

小 口 支 払 基 金 整 理 簿

年 月 日			証憑番号	摘　　要	収入金額			支払金額			差引残高		
							円			円			円

（第2号様式）

小 口 支 払 基 金 出 納 決 議 簿

決議月日			決議番号	費目					摘 要	予定単価	数量	予定価格	決裁					支払		確定		
				款	項	目	節	細節					事務局長	総務課長	主 幹	主 幹	主 査	月日	支払先	受	払	残
																				円	円	円